

千葉駅3駅前広場（東口、北口、西口）の バスバースの管理運営について（案）

1 バス停標柱の管理

バス停標柱は千葉市が管理することとし、以下を負担することとする。

- (1) 道路占用（手続き・占用料）
- (2) 電気代
- (3) 修繕
- (4) ダイヤ改正に伴う時刻表の更新（年2回程度）

2 新規路線及び路線変更、増便の調整

今後の駅前広場からの運行ダイヤは、以下のルールにより千葉市が中心となり調整することとする。

- (1) バース配置の決定
 - ① 駅広は、方面別
 - ② バース箇所は、まずは方面別、次に運行ダイヤに余裕のあるバースの順に検討する。
- (2) 運行ダイヤの調整
 - ① 現行ダイヤ優先
 - ② 最小運行間隔5分
- (3) 運行開始時期
 - ① 原則として時刻表の更新時期と合わせる。
 - ② 時刻表の書換えを自社負担とする場合は、この限りではない。

3 新規、変更等の手続き

千葉運輸支局への認可申請にあたり、以下の手続きを行うこととする。

千葉運輸支局へは文書による協力依頼予定。

- (1) 新規または変更等を希望する事業者は、千葉市へ申請する。
- (2) 千葉市は、申請事業者以外の事業者へ意見照会する。（照会期間は要検討）
- (3) 競合計画の有無や意見を勘案し、上記2の調整を行う。
- (4) 調整した運行ダイヤと協議済み証を千葉市から申請事業者へ発行する。
- (5) 事業者は、上記書類を添付して、千葉運輸支局へ認可申請を行う。